

後期高齢者というレッテルがついて半年が過ぎました。今は記憶、体力の維持に何とか努めています。

今から15年ほど前になりますが、娘が趣味を持たない私を心配して、前触れもなくある博物館主催の古文書講座を申し込んできました。手書きの古文書に悪戦苦闘したうえ、その博物館まで月2回とはいえ、2時間ほどかかりましたので、さすがに半年で辞めてしまいました。ただその時、講師の先生が言われた「近頃は古文書解読辞典のようなものも随分と出版されていますが、こうした辞書はある程度読めるようになってからこそ役にたつものです。近世文書は限られた語彙によって構成されているので、頻発する読みや語彙と慣用句になれば、近世文書を読み、理解できるようになります」に励まされ、近隣の自治体が発行する活字化された資料集の拾い読みから始めました。そしてこのたび令和7年4月に思い切って我孫子市史研の古文書解読部会に参加させていただきました。

次に紹介するのがこのような経過があって出来たものです。お読み頂ければ幸いです。

### 差出帳（村明細書）と五人組帳で馬数が大幅に違うのはなぜ？ —布施村の場合—

小林隆夫

ここで扱う布施村は現在、柏市と我孫子市に分かれ、その多くは柏市に属していますが、かつては駿州田中藩本多氏の領地でした。この村には水戸街道の往還道と利根川の舟運が交差する布施河岸がありました。

下利根川、霞ヶ浦、北浦、遠くは那珂川からの荷物が川を遡って関宿を迂回していましたが、急ぎの場合や湯水の場合には布施河岸で陸揚げして江戸川沿いの加村河岸（流山市）へ駄送されていました。その数量は、「宝暦十辰年と明和六年丑年迄拾ヶ年分諸荷物惣高帳」（『柏市史資料編六』）に荷物別に記されています。それによると、宝暦10年（1760）年は総駄数が4,362で、7年後の明和4年では8,698とほぼ倍増しています。荷物の内訳は、たばこ（資料には大山田と竹貫で集計されています、現在の那須郡那珂川町大山田と福島県石川郡古殿町竹貫のものと推定されます）が50%、塩物・干物が18%、生（生魚か）が10%、紙（栃木県烏山や茨城県西野内の御蔵紙か）が7%、うなぎ6%、その他9%です。

なお、数量の増加はその後も続き、1789年から始まる寛政期には年間16,000を超えています。（「元禄四未年と寛政三亥年迄年号抜々諸荷物駄数書上帳」柏市史資料編六）

#### 【1】布施村の駄賃収入（試算）

次に若干の仮定を伴いますが駄賃収入について考えてみます。『我孫子市史資料近世篇1』に、元禄11年、寛保元年、文化6年、天保14年、明治元年の5本の布施村郷差出帳があり、輸送方法（本馬、半荷、軽尻、人足）別に駄賃単価が記載されていますが、文化6年の差出帳からのみ引用します。

- 一 當村渡船場方小金町迄三里四町馬繼二御座候
- |    |        |        |
|----|--------|--------|
| 駄賃 | 本馬壹疋二付 | 錢百貳拾六文 |
|    | 半荷壹疋二付 | 同九拾五文  |
|    | 輕尻壹疋二付 | 同八拾貳文  |
|    | 人足壹人二付 | 同六拾壹文  |
- 是ハ御公儀様御定之通り取之申候

ここには載せませんでしたでしたが目を引いたのが、寛保元年（1741）と文化6年（1809）の駄賃は全く同一単価でしたが、明治元年（1868）には公定価格にも関わらず急騰し、約八倍になっており幕末期の経済的混乱が窺がい知れます。

さて、本馬とは幕府公用者や諸大名が使用できる宿駅（宿場）の馬で40貫（150kg）まで荷物を積むことが出来ました。半荷は荷物を馬の両脇に振り分け、その上に蒲団を敷いて人一人を乗せ、荷物を20貫（75kg）くらいまで積むことが出来ました。軽尻は人を乗せる場合と乗せない場合があり、人を乗せる場合は手荷物を5貫（約19kg）まで積むことが出来ました、人を乗せない場合は本馬の半分20貫まで積むことが出来ました。人足は、人足一人持ちの荷物は5貫までとし、長持一棹は30貫（約113kg）が基準で6人掛りとし、荷物が重ければそれに応じて賃銭を出すことになっていました。（『くずし字楽しむ江戸時代 文書ネット』<https://komonjyo.net/indx.html>）前述した諸荷物は荷物20貫の軽尻で運んだと仮定して計算しました。そうしますと、宝暦10年の総駄賃収入は錢357貫684文、金換算で約73両、明和4年は錢713貫236文、約174両に、寛政期には年間約1,312貫文、約241両になります。（金・銭の相場は『音訓引き古文書字典』柏書房の「江戸時代の貨幣と相場」から近接する年の相場を使用）

## 【2】差出帳と五人組帳の馬数の違い

前述の輸送を担った馬の数ですが、文化6年の布施村郷差出帳とその4年後の文化10年の布施村五人組帳（ともに『我孫子市史資料近世篇1』）では、前者が本百姓の戸数185戸、馬数222疋に対し、後者が本百姓の戸数188戸、馬数62疋でした。五人組帳の集計では馬数は差出帳の3分の1ほどしかありませんでした。何れも田中藩の役所に提出していた資料です。

話が多少横道にずれますが、かつて、この五人組帳のすべてをエクセルに入力し戸別の石高と上田、中田、下田といった地目別地積を集計したところ、高合741石2斗3升8合、反別120町2反6畝12歩で、ものの見事に記載されていた合計と一致して驚いた記憶があります。その高い事務能力を持つ村役人が集計ミスで馬数の違いを起こしていたとは考えにくいのが率直な感想です。

## 【3】駄送りに使用した馬の値段

ここで見方を変えて、これらの馬を供給面から馬の値段について調べることにしました。周知の通り供給元の小金牧は、佐倉牧とともに御用馬の自給策として幕府が強化を図った牧場です。御用馬にならなかった多くの馬は払馬として周辺の村々に払い下げら

れていたようです。この払馬の売買価格についていくつかの資料を辿ったところ、『歴史地理(第四四巻第一～三号)』の「徳川氏の下總牧場に就きて(上)、(中)、(下)」(1924 高橋源一郎、国会図書館蔵)に行き着きました。そこには、小金牧の払馬について、宝暦元年(1751)から明和元年(1764)迄の払馬総数とその代金が記されています。これによると、小金牧のこの14年間の払馬総数722疋、この代金2,667両1分とあります。すなわち払馬1疋の値段が3両を超えていました。では3両が当時の価値でどの程度のものかですが、布施村から東へ約10数キロメートルに位置する布佐村の上田1反歩の金額に相当していたことが、「宝暦一三年布佐村村鑑明細帳書上帳写之写」『我孫子市史資料近世篇1』から分かります。

「宝暦一三年布佐村村鑑明細帳書上帳写之写」からの抜粋

一 田畑質売、田買値之事

上田	一反二付	金三両
中田	一反二付	金二両二分
下田	一反二付	金二両
上畑	一反二付	金二両二分
中畑	一反二付	金二両
下畑	一反二付	金二両
屋敷	一反二付	金六両

【4】本題の差出帳と五人組の馬数の違いなぜ？(推測)

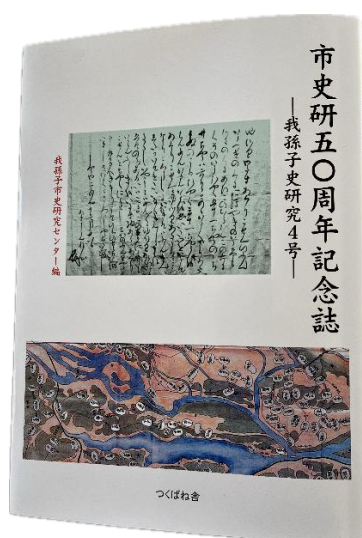
この疑問を推測するうえで『松戸市史中巻近世編』に興味深い記事がありました。要約すると次のようになります。

小金牧の御払馬の購入は野馬の御払い廻状によって払下げを知った購入希望者が、名主・与頭・買主連名の買請印鑑を提出することによって、始めて購入することができた。買請印鑑はあらかじめ登録している村役人の名前、印鑑の登録台帳と合致しなければ購入はできなかった。延享2年(1745)から買請印鑑によって野馬の払下げを行うようになった理由のひとつが、買請印鑑は馬籍帳として転用できることから、当時悩みの種であった馬盗人の発生防止、傷病老馬の捨馬、放れ馬の防止にあったのではなかろうか。また他の理由として、年々払馬の値が上昇傾向にあり、同じ百姓でも中農以下の階層の者には困難となりつつあったので、馬代金の支払いを容易にするため、買請印鑑を提出させ、村役人の連帯責任による後払い、分割払いが認められたのではなかろうか。

本百姓の平均石高が3石5斗9升、その平均石高を下回る戸数が全体の約70パーセントを占める布施村の人にとって御払馬は高額であったが、布施河岸と加村河岸間の豊富な輸送量を背景に馬の需要が高かったと思われます。布施村においても、名主、与頭などの村役人が連帯責任となり、人々の馬の所有を支援していたと考えられます。差出帳、五人組帳は村役人が作成したのは前に述べましたが、差出帳は支払いが未完済の馬

を含め全てが馬数に入り、一方の五人組帳には支払いが完済した馬のみが百姓の所有馬として戸別に記載されていたと推測できます。

江戸時代の帳簿のありようを理解するためにもこれを明確にする古文書の出現が待たれます。



(我孫子市在住、75歳)